

◎新潟県訓令第7号

本 庁
地 域 機 関

新潟県財務規則（昭和57年新潟県規則第10号）第223条の規定により帳票その他の書類の様式を定める訓令（平成5年3月新潟県訓令第7号）の一部を次の表のように改正し、令和7年4月1日から実施する。

令和7年3月28日

新潟県知事 花 角 英 世

（下線部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>第16号様式（第27条関係） 継続費再配付書</p> <p>（略）</p> <p style="text-align: right;">課長 印</p> <p>（略）</p>	<p>第16号様式（第27条関係） 継続費再配付書</p> <p>（略）</p> <p style="text-align: right;">部局長 印</p> <p>（略）</p>
<p>第19号様式（第27条関係） 債務負担行為再配付書</p> <p>（略）</p> <p style="text-align: right;">課長 印</p> <p>（略）</p>	<p>第19号様式（第27条関係） 債務負担行為再配付書</p> <p>（略）</p> <p style="text-align: right;">部局長 印</p> <p>（略）</p>
<p>第77号様式（第116条、第121条関係） （略）</p> <p><u>注 署名する場合は、押印を省略することができること。</u></p>	<p>第77号様式（第116条、第121条関係） （略）</p>